

中海に係る湖沼水質保全計画 (第8期)



令和7年3月

鳥取県・島根県

<目次>

はじめに.....	1
中海・流域の諸元.....	2
第1章 中海の水質保全対策の状況.....	4
1. 水質保全対策の実施状況.....	4
2. 水質の動向.....	5
3. 望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標の状況.....	6
第2章 中海の水質保全に向けた取組.....	7
1. 長期ビジョン.....	7
2. 計画期間.....	10
3. 水質の保全に関する方針.....	10
(1) 計画期間内に達成すべき水質目標値.....	10
(2) 望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標.....	10
4. 水質の保全に資する事業.....	11
(1) 生活排水対策.....	11
(2) 廃棄物処理施設.....	14
(3) 湖沼の浄化対策.....	15
5. 水質の保全のための規制その他の措置.....	16
(1) 工場・事業場排水対策.....	16
(2) 生活排水対策.....	16
(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策.....	17
(4) 漁業に係る汚濁負荷対策.....	17
(5) 流出水対策.....	18
(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護.....	20
6. その他の水質の保全のために必要な措置.....	21
(1) 豊かな汽水域生態系の保全・再生に向けた検討.....	21
(2) 公共用水域の水質の監視・調査.....	21
(3) 調査研究の推進と対策の検討.....	21
(4) 総合的な流域管理の取組.....	21
(5) 水産資源の利活用による水質保全の推進.....	22
(6) ラムサール条約湿地の保全とワイズユース（賢明な利用）の促進.....	22
(7) 住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進.....	22
(8) 環境学習及び普及啓発活動の推進.....	23
(9) 水質事故への対応.....	24
(10) 関係地域計画との整合.....	24
(11) 事業者等に対する支援.....	24
(別添)	
米子湾流域における流出水対策推進計画（第4期）.....	25
(巻末資料)	
中海における水質の経年変化.....	28

はじめに

中海（境水道を含む。）は、鳥取県と島根県にまたがり全国第5位の広さを有する湖で、大山隠岐国立公園と隣接して優れた景観を創り出すとともに、宍道湖と共に連結潟湖として、国内最大の汽水域を形成しています。

この中海は、レクリエーション等の憩いの場や観光資源、魚介類の生息や渡り鳥の飛来などの場として、両県民に様々な恩恵をもたらすかけがえのない財産となっています。

また、2005（平成17）年にはラムサール条約湿地に登録されました。条約の目的である「保全（・再生）」、「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流・学習」を推進するためにも、中海の水質保全は、地域住民共通の願いです。2025（令和7）年には、同条約湿地として20周年を迎えることを契機に、より一層関心が高まるよう取り組んでいく必要があります。

2009（平成21）年12月には、両県知事が美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、共同して中海を貴重な財産として未来に向かって活用、継承していくことで合意しました。また、第5期湖沼水質保全計画（2009（平成21）年度）から長期ビジョン「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」を掲げ、次世代を担う子どもたちへと受け継いでいくことを目標としています。

これまで、鳥取県及び島根県は、水質を改善し保全するため、1972（昭和47）年に水質保全対策の目標を湖沼水質環境基準の類型Aに指定し、広大な集水域における汚濁要因に対し各種取組を行ってきました。

水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例で窒素、りん等の規制を行うとともに、1988（昭和63）年度には湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼とされ、1989（平成元）年度以降、7期35年にわたる湖沼水質保全計画により、下水道の整備をはじめとする各種水質保全対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これらの対策により、中海に流入する窒素、りん等の量（汚濁負荷量）は着実に減少し、水質は長期的には改善傾向にあり、引き続き化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全りんの新項目について、第7期計画で設定した水質目標値を多くの地点で達成しました。

地形的に閉鎖性が強い米子湾エリアでは、これらの水質目標値の達成には至っていませんが、その透明度は、30年～40年前の年平均値1m程度から、近年は2m前後まで改善しています。

今後は、長期ビジョンの実現を目指して、多様な生物が生息する豊かな汽水域生態系の保全・再生の取組みの推進、気候変動への対応に向けた調査研究などの新たな取組みとともに、引き続き生活排水対策や山林及び市街地などからの流入負荷対策（流出水対策）に取り組んでいく必要があります。

また、効果的な水質保全策を立案するため、湖沼の水質メカニズムの解明に向けた調査研究に引き続き取り組んでいくとともに、気候変動が水質に及ぼす影響とその対応についても、検討が必要です。

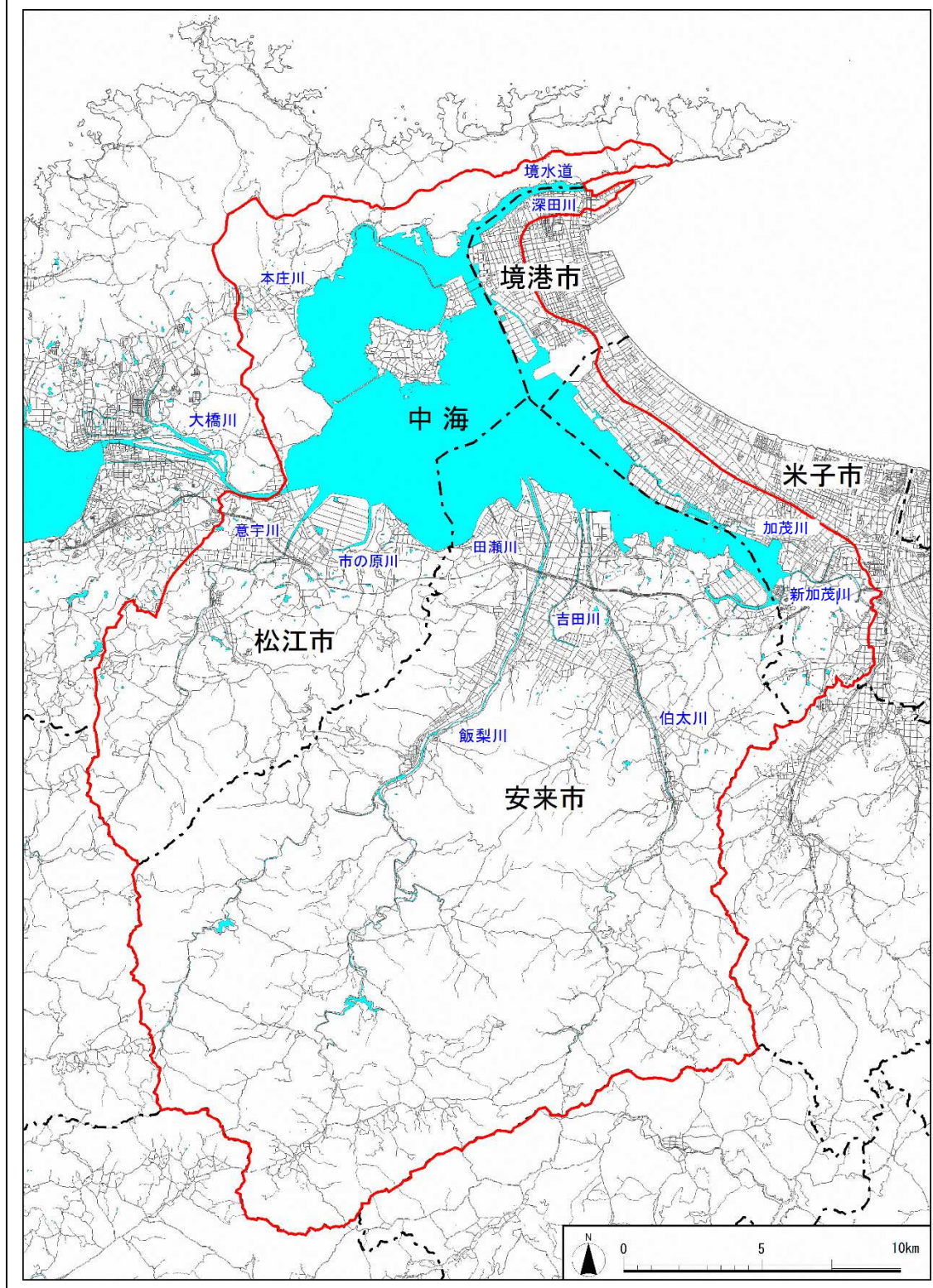
このような状況を踏まえ、環境基準の達成、長期ビジョンの実現に向けて、第8期湖沼水質保全計画では、引き続き、国、周辺市、事業者及び住民等の連携のもと、水質保全対策を総合的に推進します。

中海・流域の諸元

1. 中海流域図

中海に係る指定地域（中海の流域、4市で構成される）

※指定地域とは、環境大臣が「指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域」として指定したもの。中海では、下図の赤い枠内の地域が指定されています。



背景地図に基盤地図情報データを加工。

2. 諸元

湖面積※ ¹	85.82	km ²
流域面積※ ³ ※ ⁴	595	km ²
周囲長※ ²	105	km
平均水深※ ²	5.4	m
最大水深※ ² ※ ⁵	8.4	m
貯水量※ ²	4.7 億	m ³
滞留時間※ ³	0.4	年

※¹ 国土地理院技術資料 令和6年度全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）より

※² 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所資料より

※³ 全国湖沼資料集（第21集）より

※⁴ 大橋川より上流及び湖面積は含まない

※⁵ 人工的窪地は含まない

3. 生活環境の保全に関する環境基準※（湖沼・一部抜粋）

項目		基準値 (mg/L)	類型
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	3 以下	湖沼A
全窒素	年平均値	0.4 以下	湖沼Ⅲ
全りん	年平均値	0.03 以下	湖沼Ⅲ

※水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環告59号）

（1）化学的酸素要求量（COD）

項目 類型	基準値 (75%値) (mg/L)	〈参考〉利用目的の適応性（水産）
AA	1 以下	水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
A	3 以下	水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
B	5 以下	水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
C	8 以下	—

（2）全窒素、全りん

項目 類型	基準値（年平均値）		〈参考〉利用目的の適応性（水産）
	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	
I	0.1 以下	0.005 以下	Ⅱ以下の欄に掲げるもの
Ⅱ	0.2 以下	0.01 以下	水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
Ⅲ	0.4 以下	0.03 以下	Ⅳ以下の欄に掲げるもの
Ⅳ	0.6 以下	0.05 以下	水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
V	1 以下	0.1 以下	水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

第1章 中海の水質保全対策の状況

1. 水質保全対策の実施状況

湖沼水質保全計画に基づき、これまで様々な事業を実施することにより、着実に中海に流入する汚濁負荷量を削減してきました。(図1)

例えば、中海流域における下水道など生活排水処理施設の普及率は、概ね計画どおりに進捗し、2023(令和5)年度末現在で、鳥取県では94%、島根県では94%でした。(図2)

生活排水処理施設の普及率が向上したことなどにより、今後はこれまでとは違い、新たに大幅な流入負荷の削減は見込めないものの、今後も更なる普及率や接続率の向上を図るとともに、窒素・りんを除去できる高度処理機能をもった施設の拡大や適正な維持管理を一層推進することなど、継続的な努力が必要です。

また、農地系、畜産系から中海に流入する汚濁負荷量も、減肥、堆肥化などの普及により減少傾向にあり、引き続き、取組を広げていく必要があります。

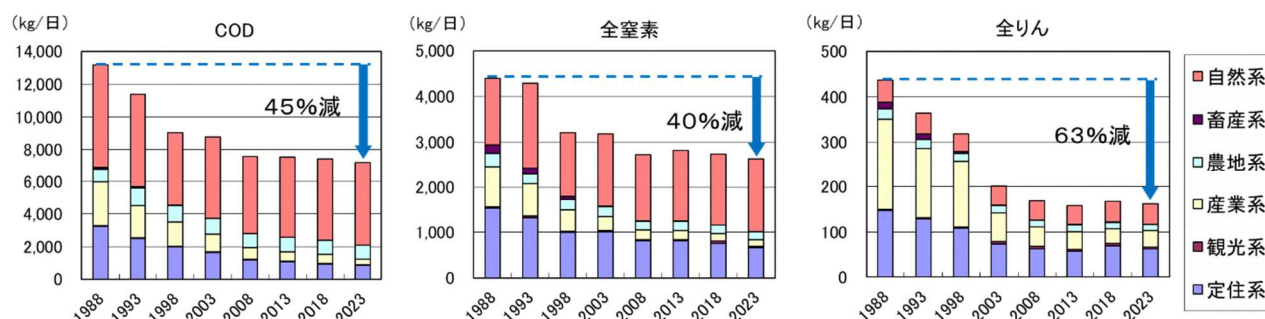


図1 中海に流入する汚濁負荷量の推移 (COD、全窒素、全りん)

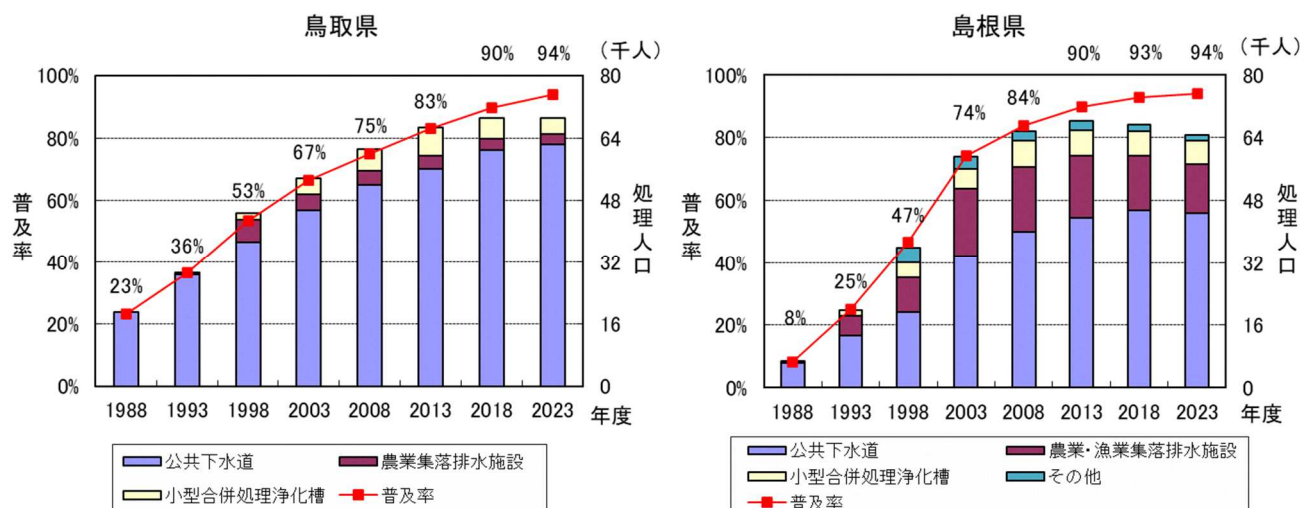


図2 中海流域における生活排水処理施設の普及率の推移

2. 水質の動向

湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策の結果、中海に流入する汚濁負荷量は確実に減少しており、各年度の水質の最高値（環境基準点 12 地点のうち、最も水質の悪い地点の値）は、長期的にはCOD、全窒素及び全りんの中のいずれの項目も改善傾向にあります。（図3）

第7期計画期間中は、引き続き湖心を含む多くの地点で、COD、全窒素及び全りんの各項目について、水質目標値を達成しました。水質目標値の達成に至っていない一部の地点については、その要因として、流入負荷量に加え、湖底に蓄積した窒素、りん等の溶出、植物プランクトンの増殖等が考えられます。しかし、汚濁メカニズムは複雑で未解明の部分も多く、引き続き、汚濁原因の調査やモニタリングを実施し、汚濁機構の解明に取り組んでいく必要があります。

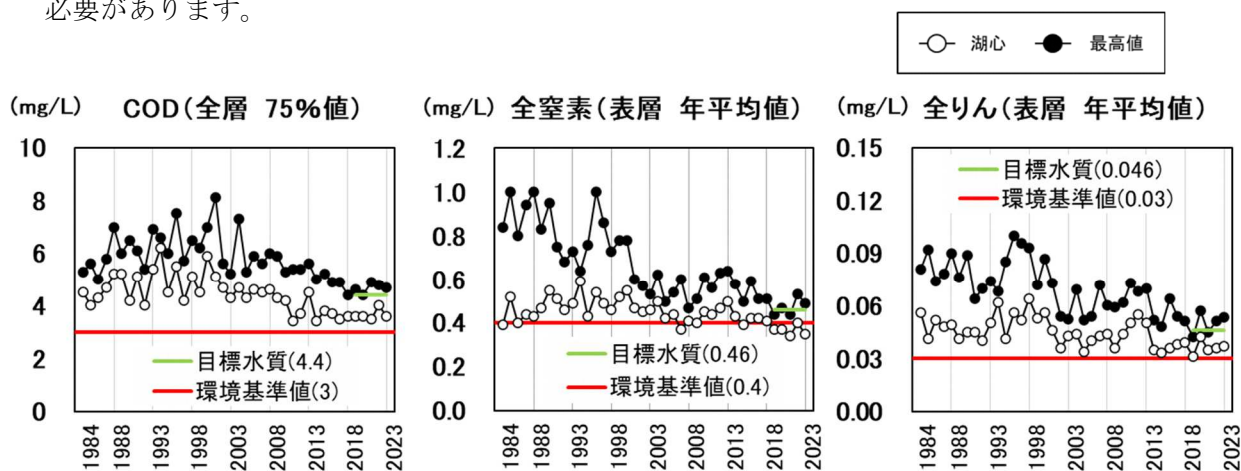


図3 水質の経年変化（COD、全窒素、全りん）

【2023(令和5)年度の水質の状況】

- ・環境基準点 12 地点における水質測定結果は、第7期湖沼水質保全計画で定めた水質目標値に対して、COD、全窒素は 11 地点で、全りんは 10 地点で水質目標値を達成しました。
- ・なお、COD、全窒素については一部の地点で環境基準値を下回ったものの、全りんを含む全ての項目で環境基準の達成には至りませんでした（図4）。※1

※1 国の定める処理基準により、すべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと判断しています。

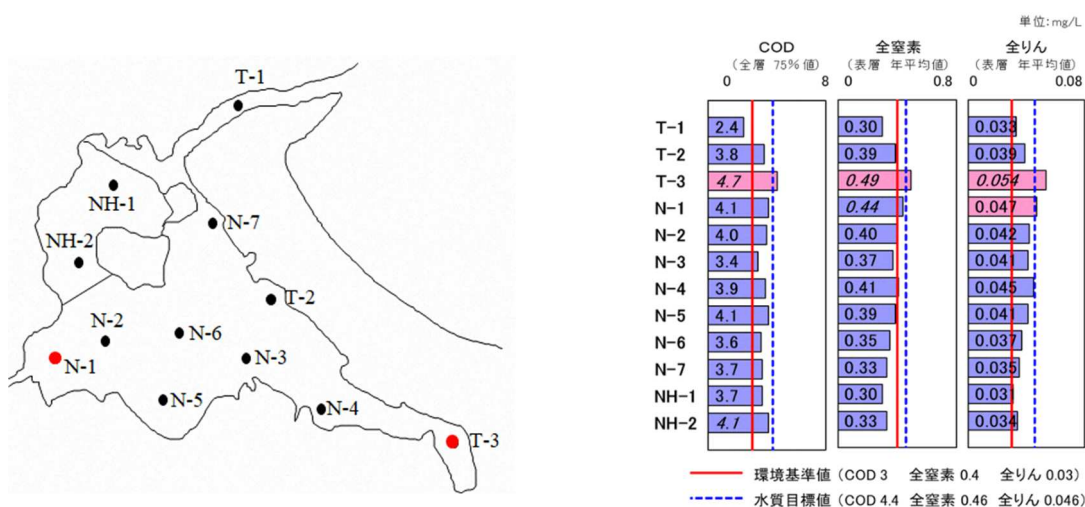


図4 2023(令和5)年度地点別水質調査結果

3. 望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標の状況

長期ビジョン（おおむね 2033(令和 15)年度）を目途とする望ましい湖沼の将来像）の実現に向けては、地域が一体となって水質保全活動を継続していくことが重要です。そこで COD 等の従来からの水質指標に加え、県民の皆さんに、身近で、わかりやすい評価指標を設定しています。

(1) 五感による湖沼環境調査結果

湖沼環境を五感（見る・聞く・かぐ・味わってみたい・触れてみたい）で評価できる観察項目（水の澄み具合、ゴミ、景観、音、におい、魚介類、水の感触）を定め、公募した地域住民等のモニターによる湖沼環境調査を中海周辺 12 地点で毎月行いました。（図 5）

目標の A ランク（80 点以上）に対し、2022(令和 4)年 10 月～2023(令和 5)年 9 月期の結果は平均 70 点の B ランクであり、長期的にはおおむね横ばいです。（図 6）

（参考）五感による湖沼環境の評価

A ランク：（80 点以上）おおむね良好で親しみやすい環境にあると感じられる

B ランク：（50～79 点）やや気になる面があるが、まずまず良好な環境であると感じられる

C ランク：（49 点以下）快適さに欠け、親しみにくい環境にあると感じられる



図 5 調査地点図

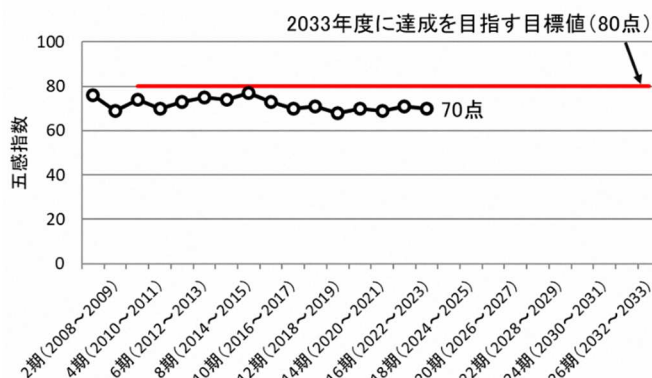


図 6 五感指数の経年変化（中海全体）

(2) 米子湾における透明度

レクリエーション等で多くの人が集まる機会があり、水質改善の必要性が高い米子湾において、わかりやすく、手軽で、見た目にも快適と感じられる水環境の指標として透明度を設定しています。（図 7）

目標値（おおむね 2 m）に対し、2023(令和 5)年度の年平均値は 1.8m でした。透明度は長期的に上昇（改善）傾向にあり、30～40 年前の年平均値は 1 m 程度でしたが、2022(令和 4)年度は最高値 2.2m となりました。（図 8）

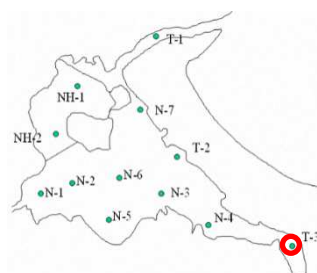


図 7 調査地点図



図 8 米子湾の透明度の経年変化

第2章 中海の水質保全に向けた取組

1. 長期ビジョン

中海における長期ビジョン（望ましい湖沼の将来像）に「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」を掲げ、豊かな生態系をはぐくみ、人々が親しみ・安らげる水環境を実現し、湖を訪れるすべての人が快適であると肌で感じられる環境を目指します。この環境を鳥取・島根両県の関係機関・住民で守り、次世代を担う子どもたちへと受け継いでいくことを目標とし、およそ 2033(令和 15)年度においてこの将来像を実現することとします。

みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海

○人々に恵みや潤いをもたらす豊かな汽水域生態系

- ・ ゴズ（マハゼ）、スズキ、赤貝（サルボウガイ）などの特徴ある魚介類が生息する
- ・ アマモ・コアマモなどの海草が揺れ、魚介類の命をはぐくむ浅場・藻場
- ・ 風にそよぎ、野鳥がさえずるヨシ帯
- ・ コハクチョウやガン・カモ類などの渡り鳥が飛来し羽を休める
- ・ 中海を活かした産業、中海に関わるすべての人々に恵みをもたらす

○人々のくらしにやすらぎを与える美しい水辺空間

- ・ 四季折々の風景を楽しむ遊覧船
- ・ 訪れる人に感動を与える水面に映える雄大な大山
- ・ 枕木山から眺める中海など、人々のくらしの中で生まれつくりあげられた景観（中海八景）
- ・ 魚釣りや水遊びなど人々が水辺に集い、水とふれあう

○人々の間で語り、受け継いでいく湖

- ・ いにしえから未来まで、両県の人々が中海と関わり、共存していく
- ・ 親から子へ、子から孫へ、中海の自然・歴史を学び、伝えていく



【長期ビジョンを実現するための道筋及び施策の方針】

湖沼水質保全計画に基づく各種対策の着実な実施及び同計画の定期的な見直しにより、段階的に環境基準の達成を目指すこととし、おおむね 2033(令和 15)年度を目途に長期ビジョンの実現を図ります。

その道筋及び施策の方針は、次の①～⑥に掲げるとおりとします。

なお、各種対策は、これまでの調査等により蓄積してきた科学的知見や地域特性を十分に考慮して、河川管理者(国)、周辺市等とも連携を図りつつ、着実に進めます。

① 流入汚濁負荷の一層の削減

家庭からの生活排水については、地域の実状を踏まえ、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備や適正管理をより一層推進します。また、地域住民に対して、遅滞なく下水道等への接続や合併処理浄化槽への転換を求めるとともに、生活排水による汚濁負荷の削減意識の普及啓発に努めます。

工場・事業場排水及び畜産業に係る汚濁負荷については、各種法令に基づく規制基準の遵守徹底を図ります。また、規制対象となっていない小規模施設に対しては必要に応じ指導等を行うとともに、下水道の供用区域においては接続するよう求めます。

農地については肥料使用量を減らすとともに、水田における濁水流出防止等の水管理を徹底し、市街地については道路の路面・側溝清掃や住民参加による清掃活動等を推進します。

また、対策を重点的に実施する「流出水対策地区」については、引き続き農地・市街地からの汚濁負荷を削減するよう地区住民等との協働による取組を推進します。

② 自然浄化機能の回復

干拓や埋立て等により自然湖岸が少なくなっており、自然浄化機能を回復させる取組が必要です。このため、多様な生物が生息する浅場、藻場の造成、浅場環境(湧水水域を含む)の保全・再生・活用等を行います。

また、海藻、水草、魚介類の適正な湖外搬出により栄養塩の持ち出しを行い、水質浄化を進めるとともに、その有効活用を含めて、持続的な水質浄化の仕組みづくりを推進します。

③ モニタリングの充実と科学的知見に基づく対策の検討

流動や湖底状況を把握し汚濁原因の解明に努めてきましたが、海水の流入による塩分成層の形成など汽水湖特有の複雑な水質形成プロセスを有するため、未解明の部分も多くあります。

今後も継続して、河川管理者(国)と両県の一層の連携により、モニタリング体制の充実を図り、水質の継続的変化の把握、評価を行います。

また、これまでに実施してきた底質(窪地を含む)が水質に及ぼす影響の調査等を引き続き行い、生態系を含めた科学的知見を蓄積し、湖沼環境の改善に向けて、幅広くより効果的な対策を検討します。

水質改善の必要性の高い米子湾では、これまでの調査結果で停滞しやすい流動特性等により水質が改善しにくいと考えられることから、引き続き陸域から流入する汚濁負荷削減の強化や沿岸域への覆砂による湖岸域の環境改善を図りつつ、水質浄化技術の調査及び研究を行いながら、より効果的な対策を検討していきます。

さらに、気候変動による気温の上昇や大雨の頻度増加等が、中海の水質に及ぼす影響を把握するため、水質のモニタリングや調査研究を行います。

④ 親しみやすく快適と感じられる水環境を目指した指標の設定

地域が一体となって水質保全活動を継続していくためには親しみやすい水環境であると感じられることが重要な要素です。そこで、これまで両県が、地域住民等をモニターとして湖

沼水環境の感じ方を把握するため実施してきた「五感による湖沼環境指標」や「透明度」を評価指標とし、親しみやすく快適と感じられる水環境を目指します。

⑤ 環境教育等の推進

湖沼の水質改善のためには長期間にわたる取組が必要不可欠です。このため、流域の子どもたちによる身近な河川の調査「みんなで調べる中海流入河川調査」等を通じた環境教育を実施し、次世代を担う子どもたちの水質保全意識の向上を図り、継続的な保全活動につなげます。

また、ラムサール条約湿地として、「保全（・再生）」、「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流・学習」の推進に向け、一層の情報発信や普及啓発を行います。

⑥ 関係者との連携

国、両県、周辺市、教育機関、NPO、地域住民等が連携して、長期ビジョンの実現に向けた取組を推進します。特に、県は、河川管理者（国）との連携を一層強化します。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、長期ビジョンの実現に向け、段階的に施策に取り組むとともに、定期的に水質浄化に関する施策の進捗状況及び効果の検証を行う必要があることから、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間とします。

3. 水質の保全に関する方針

(1) 計画期間内に達成すべき水質目標値

第8期計画の水質目標(2028(令和10)年度)は、環境基準の達成を目途としつつ、計画期間内に各種対策を実施し、水質予測シミュレーションの予測値を参考に、第7期計画の水質目標値を向上若しくは維持させる値を設定することとし、次のとおりとします。

区 分		第7期計画		第8期計画	
		水質目標値	結果 (2019～2023年度)	予測値※1	水質目標値 (2028年度)
COD (mg/L)	75%値※2	4.4	4.4～4.9	4.7 (4.5～4.8)	4.4
	(参考) 年平均値※3	3.5	3.4～3.6	3.5 (3.4～3.6)	3.4
全窒素 (mg/L)	年平均値※2	0.46	0.44～0.53	0.47 (0.43～0.52)	0.46
全りん (mg/L)	年平均値 ²	0.046	0.042～0.057	0.049 (0.042～0.058)	0.046

※1 最新の知見による水質予測シミュレーションモデルにより、直近5年の気象や流動の条件で2028(令和10)年度の流入汚濁負荷量(推計値)を入力して算出した数値。括弧内は予測値の最小値と最大値。

※2 CODの75%値、全窒素及び全りんの年平均値は、環境基準点(12地点)のうち、最も水質の悪い地点の数値。

※3 CODの年平均値は、各環境基準点の年平均値を全地点で平均した数値。

(2) 望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標

長期ビジョン(おおむね2033(令和15)年度を目途とする望ましい湖沼の将来像)の実現に向けては、地域が一体となって水質保全活動を継続していくことが重要です。そこで、COD等の従来からの水質指標に加え、県民の皆さんに、身近で、わかりやすい評価指標を次のとおりとします。

① 親しみやすい水環境を目指して(五感による湖沼環境調査による評価)

親しみやすい水環境指標として、これまで両県が地域住民等をモニターとして湖沼水環境の感じ方を把握してきた「五感による湖沼環境指標」を評価指標とし、中海すべての調査地点において最高ランクの「おおむね良好で親しみやすい環境にあると感じられる(80点以上)」を目指し、評価を行っていきます。

② 見た目にも快適と感じられる水環境を目指して(透明度による評価)

中海は、地域により様々な姿を見せ、多様な恵みを我々にもたらしてくれます。その中でも、レクリエーション等で多くの人が集まる機会があり、水質改善の必要性の高い米子湾について、わかりやすく、手軽で、見た目にも快適と感じられる水環境の指標として「透明度」を評価指標とし、米子湾における透明度がおおむね2m以上となることを目指し、評価を行っていきます。

4. 水質の保全に資する事業

(1) 生活排水対策

中海の水質保全を図る上で、生活排水に係る汚濁負荷量の削減対策が引き続き重要であるため、地域の実情に応じ、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、整備済み施設の機能維持及び汚水の高度処理に努めます。

(中海流域の生活排水対策の概要：単位（千人）)

	区分	流域内行政人口	処理人口合計	(処理人口／内訳)				未処理人口
				下水道処理人口	農業・漁業集落排水施設処理人口	合併処理浄化槽処理人口	その他排水処理処理人口	
現状 (2023年度)	鳥取	73.6	69.0(94%)	62.3(85%)	2.8(4%)	3.9(5%)	0(0%)	4.6(6%)
	島根	68.5	64.2(94%)	44.6(65%)	12.5(18%)	6.1(9%)	1.0(2%)	4.3(6%)
	合計	142.1	133.2(94%)	106.9(75%)	15.3(11%)	10.0(7%)	1.0(1%)	8.9(6%)
目標 (2028年度)	鳥取	70.4	69.0(98%)	64.3(91%)	2.7(4%)	2.0(3%)	0(0%)	1.4(2%)
	島根	65.5	63.1(96%)	43.8(66%)	11.8(18%)	6.5(10%)	1.0(2%)	2.4(4%)
	合計	135.9	132.1(97%)	108.1(80%)	14.5(10%)	8.5(6%)	1.0(1%)	3.8(3%)

注1) 鳥取県：第3次鳥取県生活排水処理施設整備構想（平成31年3月）、島根県：島根県土木部下水道推進課資料による整備計画

注2) その他排水処理には、コミュニティプラントや全額個人負担による合併処理浄化槽設置等が含まれる

① 下水道の整備等

指定地域内における下水道の整備状況は、2023(令和5)年度末において、指定地域内処理人口106.9千人、普及率75 %です。

このうち、86.5千人(81 %)については、通常の処理方法以上の水質を得るため、窒素及びりんを除去する高度処理がなされています。

下水道の整備がおおむね完了した松江市においては、引き続き適切な維持管理に努めます。

また、指定地域内3市の公共下水道について、その整備を促進します。併せて、米子市公共下水道では、高度処理能力のさらなる向上のために継続して取り組み、境港市公共下水道では、中海に面した地域への重点的な管渠延長により、中海へ流入する汚濁負荷を一層削減します。

下水道整備計画（鳥取）

	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
現 状 (2023 年度)	73.6 千人	62.3 千人 (43.7 千人) <43.7 千人>	85 %
目 標 (2028 年度)	70.4 千人	64.3 千人 (42.4 千人) <42.4 千人>	91 %
事 業 主 体	米子市（米子市公共下水道 内浜処理区(高度処理)、外浜処理区） 境港市（境港市公共下水道 境港処理区）		

注1) ()書きは、系内放流分（内数）

注2) < >書きは、窒素、りんについての高度処理（いずれも中海へ放流）

注3) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口÷指定地域内行政人口×100

注4) 弓浜地区の一部については、2027(令和9)年度以降、公共下水道から合併処理浄化槽を主体とした排水処理に切り替えていくこととしている

下水道整備計画（島根）

	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
現 状 (2023 年度)	68.5 千人	44.6 千人 (44.6 千人) <42.8 千人>	65 %
目 標 (2028 年度)	65.5 千人	43.8 千人 (43.8 千人) <42.1 千人>	66 %
事 業 主 体	安来市（安来市流域関連公共下水道 東部処理区（高度処理））		

注1）（ ）書きは、系内放流分（内数）

注2）< >書きは、窒素、りんについての高度処理（いずれも中海へ放流）

注3）指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

② 農業・漁業集落排水施設の維持管理等

指定地域内における農業・漁業集落排水施設の整備状況は、2023(令和5)年度末において処理人口で15.3千人です。島根県では、このうち、12.3千人について、通常の処理方法以上の水質を得るため、窒素及びりんの削減を目的とした高度処理がなされています。

農業・漁業集落排水施設の整備はすべて完了したことから、引き続き適切な維持管理に努め、中海への汚濁負荷量を削減します。

農業集落排水施設整備計画（鳥取）

	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
現 状 (2023 年度)	73.6 千人	2.8 千人 (2.8 千人)	4 %
目 標 (2028 年度)	70.4 千人	2.7 千人 (2.7 千人)	4 %

注1）（ ）書きは、系内放流分（内数）

注2）指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

農業・漁業集落排水施設整備計画（島根）

	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
現 状 (2023 年度)	68.5 千人	12.5 千人 (12.5 千人) <12.3 千人>	18 %
目 標 (2028 年度)	65.5 千人	11.8 千人 (11.8 千人) <11.5 千人>	18 %

注1）（ ）書きは、系内放流分（内数）

注2）< >書きは、窒素、りんについての高度処理

注3）指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

③ 合併処理浄化槽等の整備

指定地域内における合併処理浄化槽の整備状況は、2023(令和5)年度末において処理人口で10千人です。このうち、6.3千人について、通常の処理方法以上の水質を得るため、窒素の削減を目的とした高度処理がなされています。

今後も、補助制度の活用により、合併処理浄化槽の整備を促進し、当分の間公共下水道が整備されない区域や整備区域外においては、既存の単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進することで、中海への汚濁負荷量の削減を図ります。また、生活雑排水を処理しない既存の単独処理浄化槽については、撤廃に努めます。

なお、し尿処理施設は処理能力252.4 kL/日で、そのすべてにおいて高度処理が行われており、今後とも維持管理の徹底を図ります。

合併処理浄化槽の整備計画（鳥取）

	指定地域内行政人口	設置基数	指定地域内 処理人口	指定地域内 普及率
現 状 (2023 年度)	73.6 千人	1,888 基 <798 基>	3.9 千人 <2.3 千人>	5 %
目 標 (2028 年度)	70.4 千人	1,680 基 <884 基>	2.0 千人 <1.1 千人>	3 %
事 業 主 体	米子市・境港市			

注1) < >書きは、窒素についての高度処理（内数）

注2) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

注3) 公共下水道の整備が進み、合併処理浄化槽の普及率が相対的に低下することを見込んでいる

合併処理浄化槽の整備計画（島根）

	指定地域内行政人口	設置基数	指定地域内 処理人口	指定地域内 普及率
現 状 (2023 年度)	68.5 千人	2,033 基 <1,277 基>	6.1 千人 <4.0 千人>	9 %
目 標 (2028 年度)	65.5 千人	2,227 基 <1,471 基>	6.5 千人 <4.3 千人>	10 %
事 業 主 体	松江市・安来市			

注1) < >書きは、窒素についての高度処理（内数）

注2) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

〈参考〉

し尿処理施設の整備計画（鳥取）

	し尿処理施設
現 状 (2023 年度)	1 施設 (145 kL/日)
目 標 (2028 年度)	1 施設 (145 kL/日)

注1) 対象施設である米子浄化場は、2032(令和14)年度から内浜処理場に機能集約することとしている

し尿処理施設の整備計画（島根）

	し尿処理施設	コミュニティプラント
現 状 (2023 年度)	2 施設 (107.4kL/日)	1 施設 (34m ³ /日)
目 標 (2028 年度)	2 施設 (107.4kL/日)	1 施設 (34m ³ /日)

(2) 廃棄物処理施設

ごみ等の不法投棄及び不適正処理による水質汚濁の防止を図る必要があり、廃棄物処理施設により、適正な処理を行います。

廃棄物処理施設の整備計画（鳥取）

	一般廃棄物処理施設		
	ごみ処理施設	廃棄物再生利用施設等	最 終 処 分 場
現 状 (2023 年度)	1 施設 (270 t/日)	2 施設 (66 t/日)	1 施設 (490 千 m ³)
目 標 (2028 年度)	1 施設 (270 t/日)	2 施設 (66 t/日)	1 施設 (490 千 m ³)

廃棄物処理施設の整備計画（島根）

	一般廃棄物処理施設		
	ごみ処理施設	廃棄物再生利用施設等	最 終 処 分 場
現 状 (2023 年度)	—	4 施設 (101.9t/日)	2 施設 (43 千 m ³)
目 標 (2028 年度)	—	4 施設 (101.9t/日)	2 施設 (43 千 m ³)

(3) 湖沼の浄化対策

① 湖内対策の検討、推進

河川管理者（国）は、浅場、藻場の造成及び沿岸域へ覆砂を行い、生物が生息、生育可能な環境を再生及び整備し、湖の自然浄化機能の回復や多様な生物が生息する豊かな生態系の再生を図ります。（図9）

県は、住民団体等が実施する湖内の海藻回収等の事業に対して支援を行い、水質浄化を推進します。

とりわけ、水質改善の必要性の高い米子湾において、これまでの調査結果で停滞しやすい流動特性等により水質が改善しないと考えられることから、引き続き陸域から流入する汚濁負荷削減の強化を図りつつ、水質浄化技術の調査及び試験を行いながら、より効果的な対策を検討していきます。

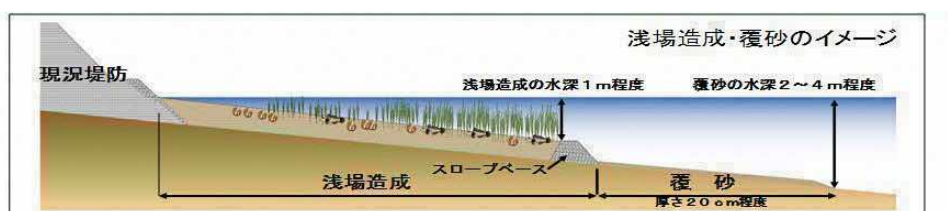


図9 浅場造成・覆砂のイメージ図

（出典：国土交通省出雲河川事務所資料）

② 浮遊ごみ等の監視及び回収

国は、中海へのごみ等の不法投棄等について、陸上及び湖面巡視により監視を行います。

国と関係団体は、中海の浮遊ごみや漂着ごみについて、清掃船等を用いて、回収を行います。

国、県、市及び関係団体は、湖岸清掃を行い、湖内への汚濁負荷の流出抑制に努めます。

浮遊ごみ等の清掃

対 策	実施団体	推進事業量（年間実施回数）
境水道の水面清掃	関係団体	80回/年

湖岸の清掃

対 策	実施団体	推進事業量 （年間実施面積、延長、または回数）
米子港の清掃	鳥取県	路面清掃 2,500 m ² /年
		側溝清掃 600 m/年
境水道の背地の陸上清掃	関係団体	80回/年

5. 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法に基づき、現在、日平均排水量25 m³以上の特定事業場及び湖沼水質保全特別措置法に基づく「みなし指定地域特定施設」に対し、COD、窒素含有量及びりん含有量等に係る上乗せ排水基準を適用しています。

これらの排水基準については、対象事業場への立入検査の監視を強化し、その遵守徹底を図ります。

② 汚濁負荷量規制

湖沼特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、引き続き汚濁負荷量の規制基準の遵守の徹底を図ります。

③ 指導等

排水規制の対象となっていない工場・事業場に対しては、鳥取県の「小規模特定事業場等排水対策指導要領」及び「島根県小規模事業場等排水処理対策指導要領」により、必要に応じて汚水処理施設の改善、適正管理の指導等を行います。

また、下水道の供用区域においては、下水道への接続促進を図ります。

④ 環境管理・監査の推進

事業活動に伴う環境負荷を低減するため、ISO14001等の認証取得や鳥取県版環境管理システム（TEAS）の認定取得、事業者が行う環境管理、監査の自主的な取組の促進を図ります。また、環境報告書の作成・公表や、3R〔リデュース、リユース、リサイクル（鳥取県はリフューズを含む4R）〕の促進を図ります。

(2) 生活排水対策

① 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の推進

下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を引き続き進めるとともに、各家庭等に対して、「鳥取県生活排水対策推進要綱」及び「島根県生活系排水対策推進要綱」により、必要に応じて水切り袋の使用による調理くずの流出防止、石けんまたは合成洗剤の適正使用などの周知徹底、廃食用油対策事業の推進を行い、生活排水による汚濁量の削減意識の高揚を図ります。

特に、中海流域のうち「新加茂川・加茂川流域及び大沢川流域」（米子市）については、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定しており、引き続き、イベント等での広報及び啓発によって浄化意識の高揚を図るとともに、家庭における対策の実践を促進し、生活排水対策を推進します。

② 下水道等への接続の促進

下水道の供用区域における下水道接続率は、2023(令和5)年度末で89%（鳥取：89%、島根：89%）であるが、地域住民に対して、遅滞なく生活排水を下水道に流入するよう接続の周知徹底を図るため、県と市が協力し、処理区域内の住民に対してPR等を行います。

また、農業・漁業集落排水施設の供用区域における接続率は、2023(令和5)年度末で90%（鳥取：90%、島根：90%）であり、同様に、処理区域内の未接続の住民に対して、接続の周知徹底を図ります。

③ 合併処理浄化槽の適正な設置、維持管理の確保

浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置の確保並びに浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査の徹底等による適正な維持管理の確保を図ります。

また、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換について、地域住民への働き掛けを進めるとともに、必要に応じて財政支援を行います。

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策

① 畜舎管理の適正化

日平均排水量が25 m³以上の畜舎について、引き続き、排水規制を実施するほか、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設及び準用指定施設である畜舎の構造及び使用方法に関する基準の遵守の徹底を図ります。

また、これらの規制の対象外となる畜舎については、必要に応じ施設の改善、適正管理の指導を行います。

② 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、一定規模以上の畜産業を営む者を対象に、家畜排せつ物の管理及びその処理・保管施設の適正な管理について、指導するとともに、必要に応じて施設の整備を推進します。

また、対象外となる畜産業を営む者についても、必要に応じて施設の改善、適正管理の指導を行います。

(4) 漁業に係る汚濁負荷対策

当該水域（漁場）で養殖を行う場合、必要に応じて施設の改善や飼料投与の適正管理の指導等を行います。

(5) 流出水対策

① 農業地域対策

「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」、「島根県環境に優しい農林漁業創造計画」に係る県導入指針等に基づき、側条施肥田植等の局所施肥や肥効調節型肥料、有機質肥料の施用による化学肥料の低減、土壌診断等に基づく減肥、化学農薬の低減、代かき時の濁水流出防止等の適正な水管理の徹底を図るなど環境負荷低減を推進します。肥効調節型肥料については、プラスチック被膜を用いない肥料の実用化を目指すとともに、浅水代かき等の環境にやさしい農業の普及啓発を通じて、中海へ流入するプラスチック殻の削減を図ります。

また、環境負荷の低減に取り組む農業者の認定を推進するため、技術支援を行います。

さらに、鳥取県では有機農業・特別栽培農産物の取組を推進するなど、環境にやさしい農業の取組について地域住民の協力を得ながら効果検証を進め、さらなる普及・拡大を図っていきます。また、島根県では有機 J A S 認証の取得を推進します。

農業地域からの流出水対策（鳥取）

対 策		実施主体	5 年間推進事業量 (年間実施面積、または期間内実施延長)
化学肥料の低減	肥効調節型肥料の導入	農家、関係団体、市、県	180 ha
農業用排水路対策	排水路の泥上げ	農家、関係団体	250 km

農業地域からの流出水対策（島根）

対 策		実施主体	5 年間推進事業量 (期間内実施割合、または実施延長)
化学肥料の低減	有機 JAS 認証取得の推進	農家、関係団体、市、県	耕地面積に占める有機 J A S 認証面積の割合 1 %
農業用排水路対策	排水路の泥上げ	農家、関係団体	956 km

農業地域における流出負荷削減対策の取組み例



浅水代かき



止水板の設置



農業用水路の泥上げ

(出典：鳥取県中部総合事務所農林局資料、農林水産省ホームページ)

② 市街地対策

降雨等により、市街地から流出する汚濁負荷軽減のため、道路路面、道路側溝、下水道の雨水幹線等の清掃及び住宅、事業場の敷地、公園等の清掃を実施します。

公共用施設では、透水性舗装の導入に努め、雨水貯留・浸透施設の導入といった、効果的な対策を検討し、汚濁負荷の流出抑制に努めます。

市街地からの流出水対策（鳥取）

対 策	実 施 主 体	推進事業量（年間実施延長）
道路路面の清掃	国	10 km/年
	県	566 km/年
道路側溝等の清掃	国	1.0 km/年
	県	9.1 km/年
	市	2.6 km/年

市街地からの流出水対策（島根）

対 策	実 施 主 体	推進事業量（年間実施延長）
道路路面の清掃	国	53.9 km/年
	県	400 km/年
道路側溝等の清掃	国	2.2 km/年
	県	3 km/年

③ 自然地域対策

森林の適正管理や、山腹崩壊、土砂流出を防止するための治山、砂防事業の推進を図り、森林等自然地域からの降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷量の低減に努めます。

自然地域からの流出水対策（鳥取）

対 策		実 施 主 体	5年間推進事業量 （期間内実施量）
森林の適正管理	下刈り/植林	県、森林所有者	1.37 ha
急傾斜地崩壊防止施設の建設	擁壁工、法枠工	県	1 か所

自然地域からの流出水対策（島根）

対 策		実 施 主 体	5年間推進事業量 （期間内実施量）
森林の適正管理	植林・下刈り・ 除伐・間伐	森林所有者他	600 ha
治山、砂防施設の整備	えん堤工等	県（砂防事業）	1 か所
	山腹工等	県（治山事業）	20 か所

④ 流入河川直接浄化対策

中海に流入する河川について、底泥のしゅんせつや河床の掘削等を必要に応じて実施します。

また、河川区域の清掃、生育している水草の刈り取りにより、浮遊ごみや枯れた水草の中海への流入抑制を図ります。

加えて、河川改修においては、生態系に配慮した多自然川づくりを進めることにより、河川の持つ自然浄化機能が損なわれないよう配慮します。

流入河川直接浄化対策（鳥取）

対 策	実施主体	5 年間推進事業量 (期間内実施量)
河川のしゅんせつ	県	5,000 m ³
堤防の除草等	県	200,000 m ²
	市	237,950 m ²
河川内の藻刈	県	25,000 m ²

流入河川直接浄化対策（島根）

対 策	実施主体	5 年間事業見込量※ (期間内実施量)
河床の掘削	県	30,000 m ³
堤防の除草等	県	2,600,000 m ²
	県・市	2,500,000 m ²

※ 5 年間事業見込量は、第 7 期計画実績量を基にした参考値。

⑤ 流出水対策地区における重点的な対策の推進

米子湾流域を特に流出水の水質改善に資する対策を推進する必要がある地区として、湖沼水質保全特別措置法第 25 条の規定に基づき、第 5 期計画から流出水対策地区に指定しています。

流出水対策推進計画に基づき、引き続き、農業地域対策、市街地対策、河川等浄化対策などの各種対策を、重点的に実施します。

⑥ 非特定汚染源対策の検討・推進

以上の対策を実施しつつ、非特定汚染源から流出する負荷の対策に向けた取組を検討、推進します。

（６）緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

- ① この計画中の各種汚濁源対策とあいまって中海の水質保全に資するよう、環境基本法、環境影響評価法、自然環境保全法、自然公園法、自然再生推進法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、森林法、森林経営管理法、都市計画法、都市公園法、都市緑地法、河川法、土地改良法等の関係諸制度の的確な運用を通じ、指定地域内の森林等の緑地の保全、その他湖辺の自然環境の保護に努めます。
- ② 農業用水路の整備、道路の整備等公共事業の実施にあたっては、生物の生息環境の確保や周辺の緑化等、環境との調和に努めます。
- ③ 鳥取県景観形成条例、ふるさと島根の景観づくり条例、流域市における景観条例等に基づき、建築物や開発行為などについて、敷地の緑化等優れた景観の創造に努めます。

6. その他の水質の保全のために必要な措置

(1) 豊かな汽水域生態系の保全・再生に向けた検討

- ① 浅場造成の実施にあたっては、海草藻類の生育を通した魚類・底生動物等の生息場や鳥類の採餌環境の創出を図る整備方法を検討します。
- ② 沿岸域の浅場における生物の保全・再生に向けた取組の一環として、水生生物の生息・生育に影響する底層溶存酸素量、透明度等の水質のモニタリングを行うとともに、水生生物の生息・生育状況の把握や水域特性を整理し、新たな評価指標の設定について検討します。
- ③ 沿岸域における水質浄化機能や生物多様性の維持・増加を図り、また、地球温暖化への対応として、藻場の拡大及び持続的な保全を行う藻場造成事業を検討します。
- ④ 浅場造成区域（大崎地区）のモニタリングを行うとともに、ゴズ（マハゼ）等の隠れ家や餌場機能をもつ育成場を創出するため、コンクリートブロック等を用いた簡易な藻場造成手法の開発に取り組みます。

(2) 公共用水域の水質の監視・調査

- ① 中海及び流入河川において定期的に水質測定を行い、引き続き、水質汚濁状況の監視や環境基準の達成状況の把握、水環境改善施策の効果の把握を行います。また、定期観測では把握が難しい湖内水質の日間変動・週間変動・季節変動を、水質自動観測装置により把握して、水質測定体制等の充実を図ります。
- ② 中海におけるアオコ・赤潮などの水質異常の状況について、陸上及び湖面巡視により監視を行います。
- ③ 漁業者及び漁業者の組織等の協力を得て、日々の水質変動の監視・把握に努めます。
- ④ 地域住民がモニターとなり「五感による湖沼環境指標」による中海の湖沼環境の定期調査を実施します。
- ⑤ 湖や流入河川の水生生物調査や簡易水質調査を地域住民等と協働で実施します。

(3) 調査研究の推進と対策の検討

海水の流入による塩分成層の形成など汽水湖特有の複雑な水質形成プロセスを有することから、汚濁原因に未解明の部分が多く、湖の水質浄化を図るためには、生態系を含めた総合的な調査研究が必要です。

より客観的に中海の水質の状況が把握できるよう、両県、国、周辺市、教育機関等が連携し、最新の科学的知見も踏まえながら、モニタリング体制の検討や水質等のデータの分析・評価に取り組みます。

また、これまでに実施した流動や底質等の調査結果を引き続き分析・評価し、新たな科学的知見の集積を図るとともに、汚濁負荷削減に向けた調査研究など、幅広くより効果的な水質保全対策の検討を進めます。

さらに、気候変動やマイクロプラスチックなど水環境を取り巻く新たな環境問題についての情報収集に努めます。

- ① 中海の水質、底質、流動及び各種生物のモニタリングを継続的に実施して、データの取得と蓄積を行います。
- ② 中海における富栄養化現象の発生原因の解明へ向けた調査、発生抑制のための対策、特に米子湾の水質浄化に向けた実証実験について、関係機関と調整を図りつつ、検討を行います。
- ③ 気候変動が中海の水質に及ぼす影響を把握するため、引き続き水質のモニタリングを実施するとともに、将来の中海の水質に及ぼす影響を予測するなどの調査研究を行います。

(4) 総合的な流域管理の取組

- ① 住民、事業者、研究者、行政が相互に連携し、流域の総合的な環境保全、管理に向けた合意の形成が図られるよう、宍道湖・中海流域の水質汚濁に関する情報を市及び河川流域ごとに収集・整備し、わかりやすい情報の提供に努めます。
- ② 宍道湖・中海の水環境情報について、ホームページなどで速やかに情報提供します。
- ③ 鳥取、島根両県が連携し、行政機関やNPO等による中海の環境改善、ワイズユース（賢

明な利用)に関する取組を総合的に情報提供する情報誌「中海エコ活動レポート」を発行します。

- ④ 上下流域の市が相互協力し一体となって、上流域で適正な森林整備を進めます。
- ⑤ 市が実施する森林経営管理制度を活用した森林整備事業を支援します。
- ⑥ 鳥取県では、豊かな森づくり協働税を活用し、県民の森づくりへの参加を促す森林体験等の取組を推進し、森林の公益的機能を持続的に発揮させ、水を育む緑豊かな森林環境の保全を図ります。
また、島根県では、島根県水と緑の森づくり税を活用し、荒廃森林を再生させ、水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいくため、県民と県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。
多様な主体による県民参加の森づくりの一層の推進を図るため、企業等の「しまね企業参加の森づくり制度」への参画を促し、社会的責任(CSR)活動の一環として取り組んでいる森林保全活動の支援を進めます。
- ⑦ 関係機関やNPO、地域住民等が協力し、自然環境の改善、ワイズユース(賢明な利用)に資する体制づくりに取り組みます。

(5) 水産資源の利活用による水質保全の推進

水産資源の利用による窒素やリンの湖外への除去が継続的に促進されるよう、アサリ、サルボウガイ等の水産資源の維持増大と利活用を推進します。

(6) ラムサール条約湿地の保全とワイズユース(賢明な利用)の促進

ラムサール条約湿地に登録された中海とそこに生息・生育する動植物を保全するとともに、ワイズユース(賢明な利用)を図っていくために中海・宍道湖沿岸の一斉清掃や子どもたちを対象とする学習会等を実施します。

また、2025(令和7)年度に登録20周年を迎えることを契機として、これまで以上に、次世代を担う子どもたちを中心として、国内外に向けた情報発信や普及啓発を行い、湿地のワイズユース(賢明な利用)や環境保全意識が受け継がれるよう取り組みます。

(7) 住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進

① 地域住民による浄化対策

地域住民は、湖辺・流入河川及び側溝の清掃、地域の美化活動、藻場の再生等の水生植物による水質浄化の活動に参加するなど、自らも中海の浄化に積極的に取り組むよう努めます。

地域住民による浄化対策の取り組み例



河川の清掃



地域の美化活動

② 住民の理解と協力の確保

この計画を的確かつ円滑に遂行するため、国、県、市の行政はもとより流域の住民やNPO、事業者等の緊密な連携を図ります。

このため、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、中海の水質及び流動会議、マスコミ等

を通じた広報啓発活動により、事業者、住民等に中海の水質の状況、本計画の趣旨、内容等の周知徹底を図り、計画の実施に関して必要な協力が得られるよう努めます。また、水辺の新しい活用の可能性を創造し、賑わいと活力のある水辺とまちづくりを目指す取組(ミズベリング・プロジェクト、かわまちづくりなど)を通じて、ワイズユース(賢明な利用)を促し、住民の環境保全意識の向上と活動への参加促進に努めます。

③ 住民組織等の育成・支援

鳥取県では、県民との協働による湖沼の自然環境の保全及びワイズユース(賢明な利用)を推進するための補助制度である「みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金」を効果的に活用し、自然環境の保全、水辺環境の創造、環境問題に関する普及啓発などの本計画の推進に資する活動を実施する地域住民団体等を支援します。また、「鳥取県土木施設愛護ボランティア」を通じて、自発的に湖沼及び河川の維持、環境保全等に関する活動を行う民間団体や住民団体等を支援します。

島根県では、県民、事業者、行政すべての参加により、湖沼保全活動がより効果的に実施されるよう、豊かな環境をはぐくむための行動基金である「しまね環境基金」や「ハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)」を活用して、県民や事業者等の自主的な環境保全活動を育成・支援していきます。

国及び両県では、河川法に定める「河川協力団体制度」を活用するなどして、自発的に河川及び湖沼の維持、環境保全等に関する活動を行う民間団体等を支援します。

④ アダプトプログラム等による道路、河川、湖岸の環境美化活動

中海流域におけるアダプトプログラム※の実施や、流入河川の清掃を行うボランティア活動等の地域住民による環境美化活動を積極的に支援します。

※アダプトプログラム：河川、道路、公園等の一定範囲の美化活動を住民、団体、企業等が、親が子をはぐくむように取組み、行政がこれを支援する制度

⑤ 生物多様性の保全

中海流域で希少種の保護や外来生物の防除、自然観察会・自然教育セミナーなどを行う団体を支援します。

鳥取県では、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(2025(令和7)年4月施行予定)」に基づく計画認定への申請に必要な調査や計画認定地で行う普及活動等を行う団体を積極的に支援します。

⑥ 水辺環境整備

浅場の造成により創出された水辺のふれあい空間の活用や、地域住民との協働により、中海の水辺環境整備に努めます。

(8) 環境学習及び普及啓発活動の推進

「鳥取県環境教育等行動計画」、「島根県環境学習基本指針」に基づき、それぞれの年代に応じた環境教育、環境学習を推進します。

また、「とっとり環境教育・学習アドバイザー」や「しまね環境アドバイザー」により様々な世代・団体に環境学習の機会を提供するなど、各種団体で行われている環境学習を支援します。小中学生等に対しては、身近な河川の水質調査「みんなで調べる中海流入河川調査」、中海湖上観察学習会等を実施することにより、参加した子どもたちがより中海に親しみを感じやすくなる機会を提供します。併せて、米子水鳥公園等中海流域の湖辺にある親水施設の利活用を通じて環境保全意識の高揚に努めるとともに、中海の環境保全活動をリードする人材の育成を図ります。

(9) 水質事故への対応

油類流出等の水質事故は湖沼環境に著しい影響を及ぼすため、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会を中心に関係機関が連携を密にし、迅速な情報伝達及び適切な被害防止措置等の対策を講じます。

(10) 関係地域計画との整合

本計画の実施にあたっては、指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これらの諸計画との整合性の確保を図るとともに、中海の水質保全に係る他の諸計画・制度の運用にあたっては、本計画の推進に資するよう十分配慮します。

(11) 事業者等に対する支援

この計画を円滑に推進するため、政府系金融機関による融資制度とともに、県の融資制度や補助制度の活用により、事業者等による污水处理施設の整備等を促進します。

(別添)

米子湾流域における流出水対策推進計画（第4期）

1 流出水対策の実施の推進に関する方針

米子湾は中海の南東部に位置しており、流域には鳥取県側として米子市、島根県側として安来市が含まれます。湾内は閉鎖性が強く、流域では下水道等の整備が進み、水質は改善傾向にあるものの、農地、市街地などからの負荷が比較的多く、依然として中海の中でさらなる水質改善が求められる地点の一つです。

このため、第5期湖沼水質保全計画策定時に、流出水対策地区に米子湾流域を指定し、鳥取・島根両県で各種対策を重点的に実施することにより、流出水（農地や市街地等から流れ出る水）の汚濁負荷を低減し、米子湾の水質改善に努めてきました。

環境保全型農業の推進、地域住民による中海に流入する河川の草刈りや清掃活動、及び環境モニタリングや普及啓発活動を行ってきましたが、継続的な取組が必要であり、第8期湖沼水質保全計画も引き続き、以下のとおり、流出水対策を推進します。

（1）取組目標

米子湾流域において、湖内へ流入する汚濁負荷量の削減を図ることを目的とし、農業地域対策、市街地対策等を実施するとともに、対策の効果について確認します。

（2）実施体制

地域住民、関係団体、市、県等が互いに連携・協力し流出水対策を推進します。

2 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

流出水の水質を改善するために以下の事業を推進します。

<鳥取県>

推 進 項 目	実施主体	具 体 的 活 動 内 容
農業地域対策		
化学肥料・化学農薬の使用を低減した栽培、代かき時の濁水流出防止等の適正な水管理の徹底を図るなどの環境保全型農業の推進	農家 関係団体 市、県	肥効調節型肥料導入の推進
		代かき時の濁水流出防止等の適正な水管理
		環境負荷低減事業活動、特別栽培農産物、農業生産工程管理（GAP）環境に配慮した農業の促進
		地域と連携した清掃活動の実施や環境学習の実施
		農地・農業用水路等の資源の保全管理や農村環境の保全向上（排水路の泥上げ）：推進事業量 石井地区 L= 5 km/年、奥谷地区 L= 3 km/年、 新山地区 L= 8 km/年、吉谷地区 L= 5 km/年、 実久地区 L= 2 km/年、兼久地区 L= 5 km/年
市街地対策		
降雨に伴い流出する汚濁 負荷対策の推進	国、県、 市	・道路路面の清掃：国 10 km/年、県 332 km/年 ・道路側溝等の清掃：国 1.0 km/年、県 3.5 km/年、 市 0.06 km/年
	地域住民 市、県	道路・小水路、公園等の公共の場所の清掃活動 ・市内一斉清掃（年 2 回） ・自治組織による清掃活動

河川等浄化対策		
中海に流入する河川でのしゅんせつの実施、浮遊ごみ及び枯れた植物の水域への流入抑制	県	河川のしゅんせつ：5,000 m ³ /5 年
	県	米子港内清掃：路面清掃 2,500 m ² /年、側溝清掃 600m/年
	県、市	河川堤防の除草等：県 200,000 m ² /5 年、市 237,950 m ² /5 年
	県	河川内の藻刈：25,000 m ² /5 年
	NPO 地域住民 市、県	湖岸、流入河川の清掃活動 ・住民団体等による湖岸清掃（中海一斉清掃、中海アダプトプログラム等） ・ボランティア団体による河川の藻刈り、清掃、除草

< 島根県 >

推 進 項 目	実施主体	具 体 的 活 動 内 容
農業地域対策		
化学肥料低減等、環境負荷低減の推進	農家 関係団体 市、県	肥効調節型肥料・有機質肥料の活用
		土壌診断に基づく施肥量の低減
		局所施肥等による施肥量の低減
市街地対策		
降雨に伴い流出する汚濁 負荷対策の推進	国	道路路面の清掃：8 km/年
	ボランティア団体 地域住民 市、県	道路、側溝、公園等の清掃活動及び取組に対する支援
河川等浄化対策		
中海に流入する浮遊ごみ、 及び枯れた植物の水域への 流入抑制	ボランティア団体 地域住民 市、県	小水路、湖岸等の清掃活動及び取組に対する支援

3 流出水対策に係る普及啓発に関すること

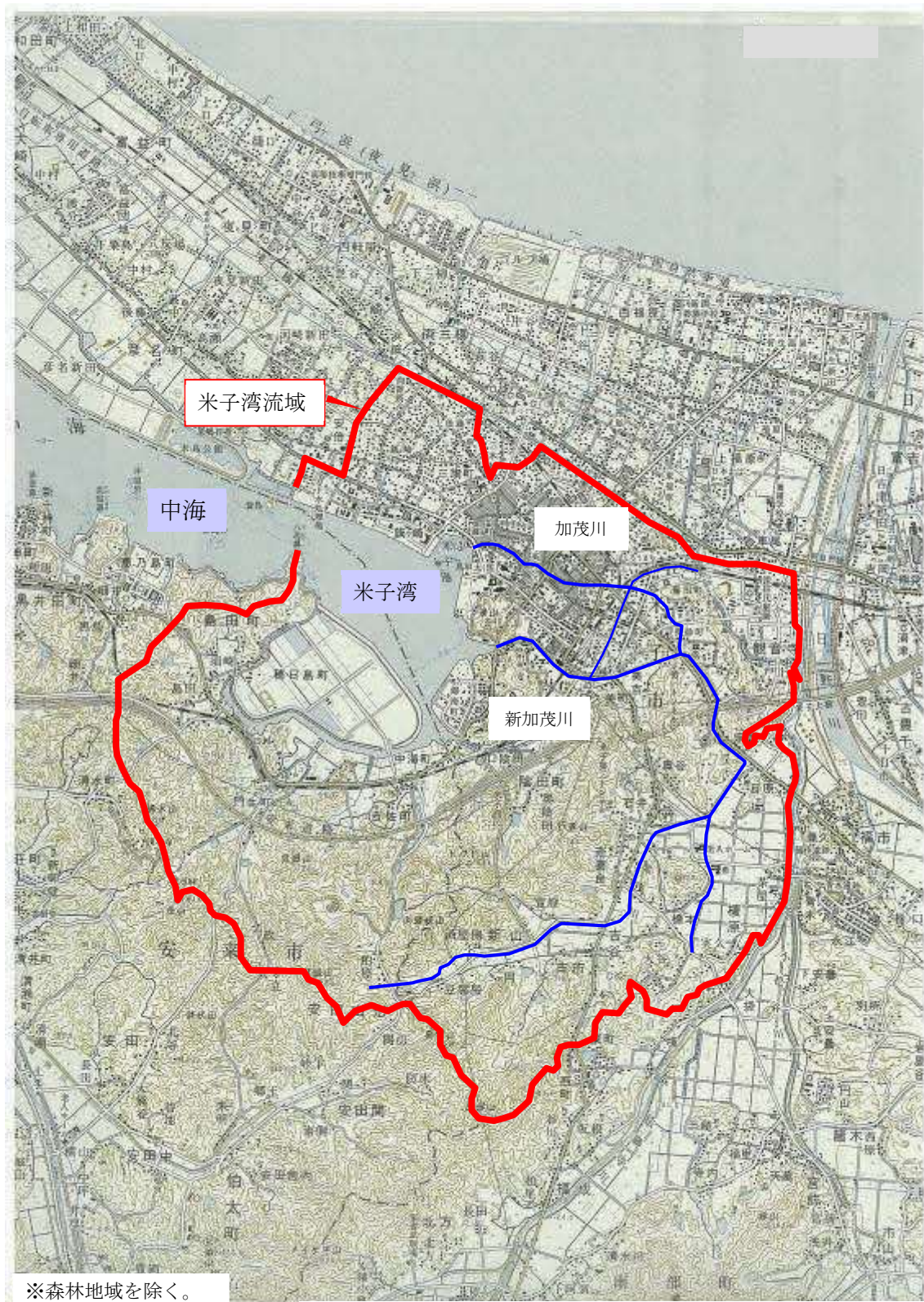
県及び市は、パンフレットの作成、配布や説明会等により、地域住民等に取り組目標、対策について説明するとともに、対策実施の啓発に努めます。

4 その他流出水対策の実施のために必要な措置に関すること

県は、地区住民等の協力のもと、この地区をモデル地区として、水質測定等により対策効果の発現状況の把握に努めます。

また、県及び市は、対策の促進と地域住民の負担軽減のため、地域住民の活動に対して支援します。

流出水対策地区

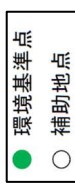
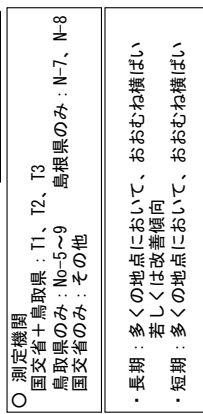
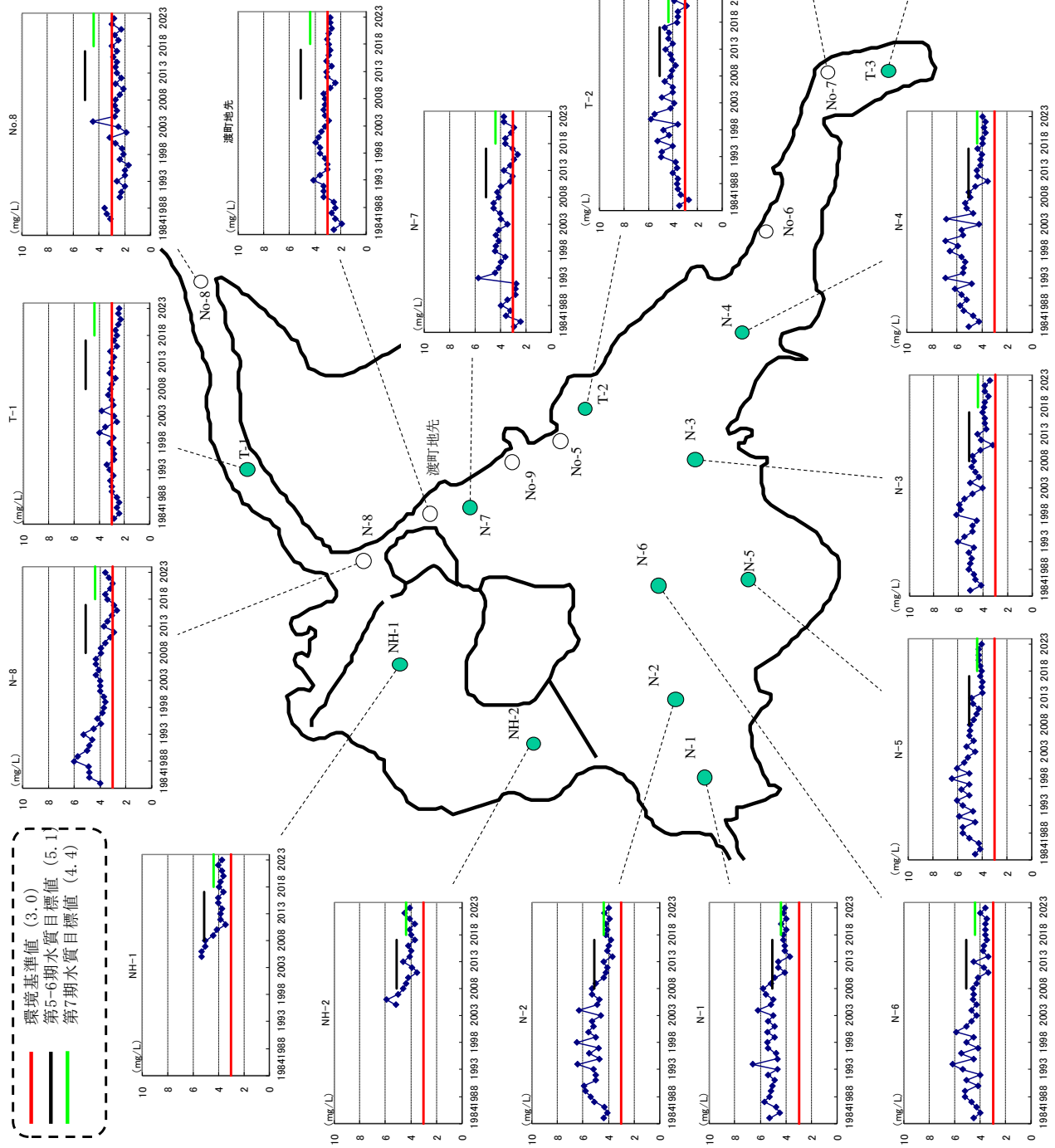
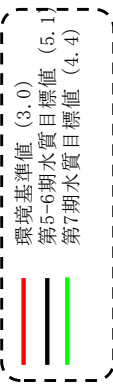


この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図(米子)を加工したものである。

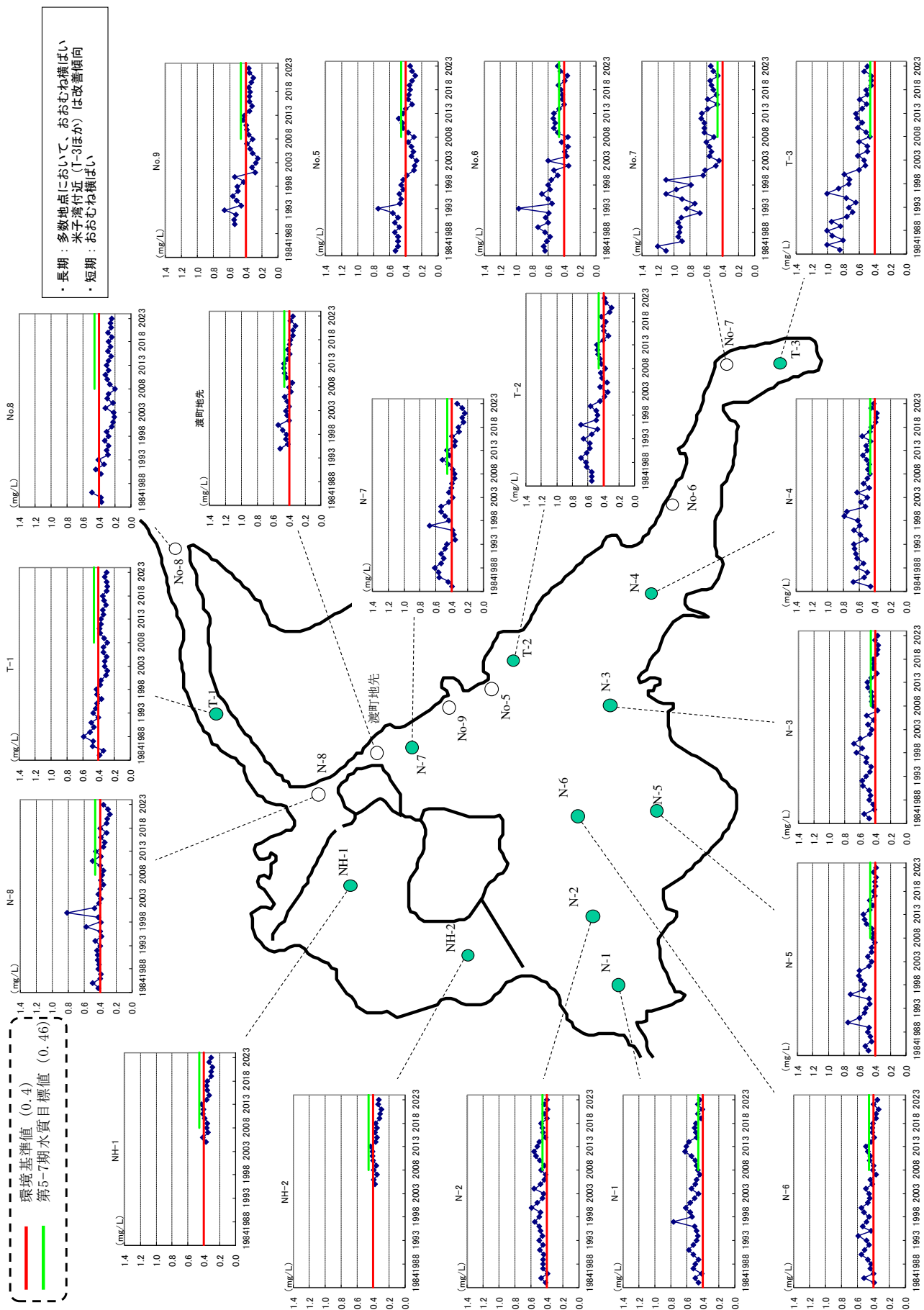
(巻末資料)

中海における水質の経年変化 (年度集計値)

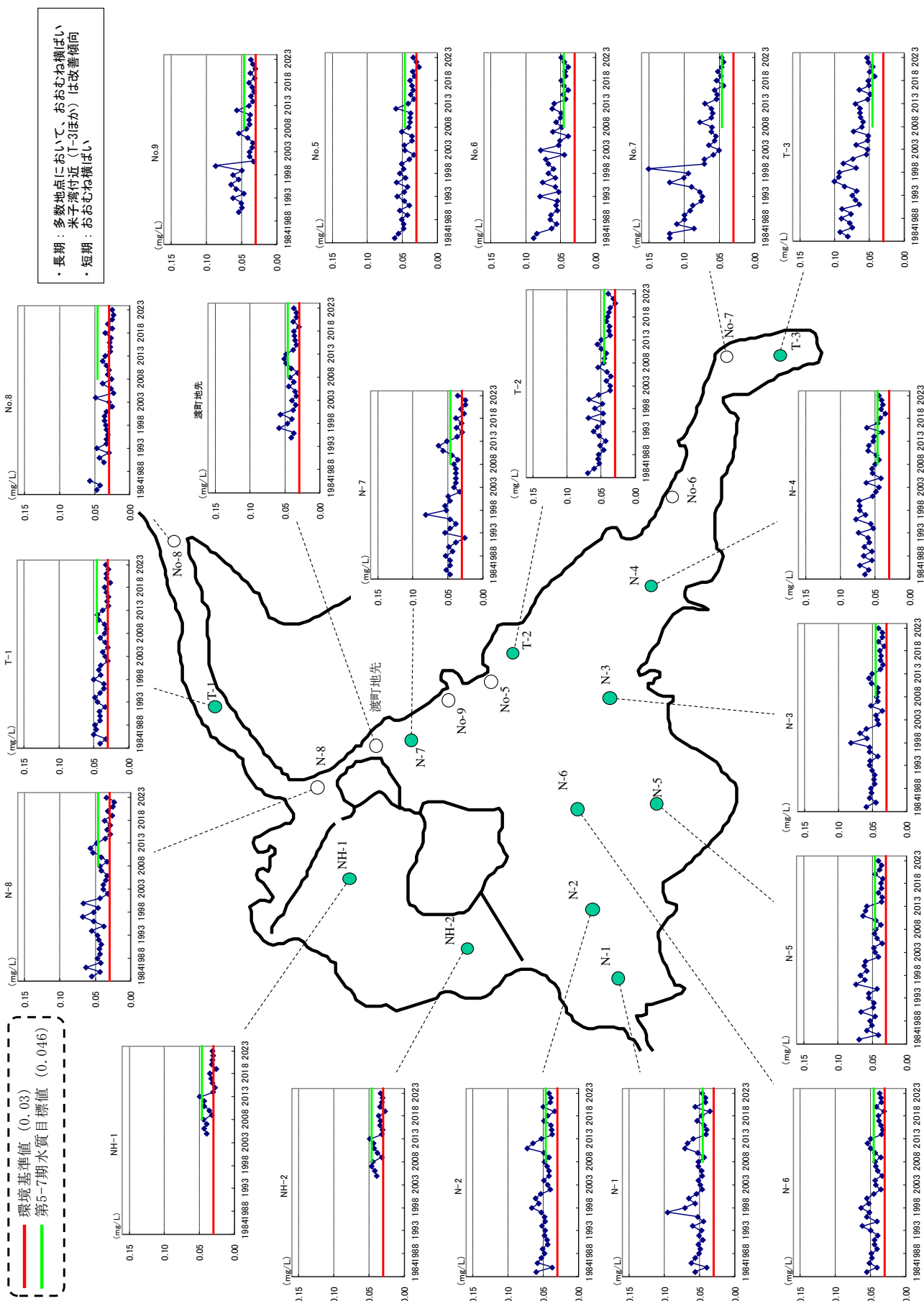
(1) COD (75%値: mg/L)



(2) 全窒素 (年平均値 : mg/L)



(3) 全りん (年平均値 : mg/L)



(4) 透明度 (年平均値 : m)

概ね2.0m
第6期計画 (2014～) 以降
の米子湾における評価指標

